

## 問題 商法 の いろいろ

### 点検商法

点検に来ましたと訪問し、床下除湿、シロアリ、屋根工事建物清掃サービスなどを契約させます。

### 実験商法

水道水などに試薬を入れ、化学的な実験めいたことをし「この水は安全性に問題性がある」などと不安をあおり、効果的な裏づけがあるように思わせて商品を売りつけます。

### かたがり商法

水道課や消防署などの公的機関や電話会社との関係者であるかのように思わせ、商品を売りつけます。

### 催眠商法

人を集め、閉め切った会場で日用品を無料で配り、得した気分になせ、雰囲気盛り上げ、興奮状態の中で最後に高額な商品、羽毛布団、磁気マットレス、電気治療器などを売りつけます。

### 資格商法

「受講すれば資格が取れる」「もうすぐ国家資格になる」などと勧誘して講座や教材を契約させます。さらに以前に受講した人に対し、「資格が取得で

きるまで契約は終わっていない」と継続しているかのように説明し、新たな契約をさせる二次被害もあります。

### 内職商法

「在宅サイドビジネスで収入を」などと勧誘し、実際は材料や高い機械を売りつけるものです。ほとんど収入は得られません。

### 利殖商法

「値上り確定」「必ず利益が上がる」など利殖になることを強調して契約させます。素人には危険なものが多くあり、商品相場や証券、マンションなどの勧誘があります。

このほか、「アンケート商法」「アポイントメントセールス」「デート商法」などいろいろな手口があり、悪徳業者は消費者に迫ってきます。

「うまい話は、この世にはない」ということを肝に銘じ、契約の意思がないのなら、最初にキッパリと断りましょう。

### 消費生活相談窓口

(市民生活課 生活安全係)

■月曜日～金曜日

■9:00～15:00

☎ 65-0685

FAX 63-4582

## 11月6日から12日は「年金週間」です

社会保険庁では毎年11月6日から12日までを年金週間とし、皆さん一人ひとりに年金を身近で大切なものと考え、公的年金制度の理解と信頼を深めていただく期間としています。

「年金」という言葉を耳にしても、若い人たちは先のことと考えてしまうかも知れません。しかし、年金は将来支給される老齢基礎年金だけでなく、不慮の病気やケガが原因で一定の障害の状態になった場合には「障害基礎年金」が、不幸にも妻と小さな子どもを残して亡くなった場合等には「遺族基礎年金」があります。

滋賀県でも、17年3月末で12,353人の方が障害基礎年金を、661人の方が遺族基礎年金を受給しておられます。

これらの年金を受給するためにも保険料はきちんと納めましょう。

また、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合には、申請して承認されると保険料の全額または半額が免除される「申請免除」の制度があります。さらに、学生で保険料の納付が困難な場合には「学生納付特例制度」が、20歳以上30歳未満の方で保険料の納付が困難な場合には「若年者納付猶予制度」があり、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

詳しくは、草津社会保険事務所までご相談ください。

年金週間にあわせて、社会保険事務所では休日の年金相談と平日の年金相談の時間延長を実施されます。ぜひ、ご利用ください。

◎11月6日(日)と12日(土)は8:30～16:00までの受付で年金相談を実施します。

◎11月7日(月)～11日(金)までは受付時間を19:00まで延長します。

【問い合わせ】 草津社会保険事務所 ☎ 077-567-1311 FAX 077-562-9638  
市保険年金課 ☎ 65-0688 FAX 63-4582